

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
御坊周辺地域	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町、 御坊広域行政事務組合	平成 30 年度～令和 5 年度	平成 30 年度～令和 5 年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標		現状（割合※1） （平成28年度）	目標（割合※1） （令和6年度） A	実績（割合※1） （令和6年度） B	実績/目標※2
排出量	事業系 総排出量	2,009 t	2,110t (5%)	1,868t (-7%)	-140.0%
	1 事業所当たりの排出量	0.55t/事業所	0.58t/事業所 (5.5%)	0.48t/事業所 (-12.7%)	-230.9%
	生活系 総排出量	18,412t	16,408t (-10.9%)	15,530t (-15.7%)	144.0%
	1 人当たりの排出量	287kg/人	271kg/人 (-5.6%)	239kg/人 (-16.7%)	298.2%
	合 計 事業系生活系総排出量合計	20,421t	18,518t (-9.3%)	17,398t (-14.8%)	159.1%
再生利用量	直接資源化量	84t (0.4%)	86t (0.5%)	144t (0.8%)	400.0%
	総資源化量	4,262t (19.4%)	4,447t (22.1%)	2,963t (17.0%)	-88.9%
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	－MWh	－MWh	－MWh	-
最終処分量	埋立最終処分量	1,619t (7.9%)	1,567t (8.5%)	1,273t (7.3%)	-100.0%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、（実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載。

(生活排水処理)

指 標		現 状 （平成28年度）	目 標 （令和6年度） A	実 績 （令和6年度） B	実績/目標※3
総人口		64,156	60,496	56,523	—
公共下水道	污水衛生処理人口	5,237	7,994	5,258	—
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	8.2%	13.2%	9.3%	22.0%
集落排水施設等	污水衛生処理人口	13,523	13,468	12,928	—
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	21.1%	22.3%	22.9%	150.0%
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口	19,192	23,530	20,975	—
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	29.9%	38.9%	37.1%	80.0%
未処理人口	污水衛生未処理人口	26,204	15,504	17,362	—

※3 （実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみの有料化 (ごみ指定袋制・ステッカー貼付制)	御坊市	・指定ごみ袋制、ステッカー貼付制の継続、価格見直しの検討	H30～R5	指定ごみ袋制を維持することで、ごみの排出抑制の効果を得るとともに、得た歳入でごみ減量や分別啓発に向けた各種施策を実施した。価格見直しについては、ごみの排出量は減少傾向にあるものの、昨今の世界的な物価の高騰による官民全体への影響もあり、減額も増額も行わず、現状維持となった。
			美浜町	・指定ごみ袋制、ステッカー貼付制の継続、価格見直しの検討	H30～R5	処理手数料の価格見直しは行っていない。
			日高町	・指定ごみ袋制、ステッカー貼付制の継続、価格見直しの検討	H30～R5	指定ごみ袋・ステッカーによる有料化を行っている。価格については見直しを行っていない。
			由良町	・指定ごみ袋制、ステッカー貼付制の継続、価格見直しの検討	H30～R5	指定ごみ袋、ステッカー継続、資源ごみ袋の価格見直しを検討中。
			印南町	・指定ごみ袋制、ステッカー貼付制の継続、価格見直しの検討	H30～R5	価格の見直しは行っておらず、問題なく運用できている。
			日高川町	・指定ごみ袋制、ステッカー貼付制の継続、価格見直しの検討	H30～R5	指定ごみ袋制、ステッカー貼付制は継続して行っているが、価格見直しの検討は行っていない。
	12	普及啓発・環境教育	御坊市	・住民・事業者に対してごみの減量化・再生利用の啓発 ・ごみの適切な出し方に関する啓発	H30～R5	ごみ出しカレンダーやごみの分け方ポスターを配布、広報誌への継続的な掲載、ごみ出しのタイミングでの市内放送によ

			・学校や地域社会への副読本を活用した教育 ・ごみ処理施設の見学		る呼び掛けや二次元コードも用いた市 HP での案内等、複数の媒体でごみの減量や分別の周知啓発を行った。また、教育機関と連携し、学生向けの副読本を発行・配布し、さらに出前講座を実施することで廃棄物に関する教育を行った。
		美浜町	・住民・事業者に対してごみの減量化・再生利用の啓発 ・ごみの適切な出し方に関する啓発 ・学校や地域社会への副読本を活用した教育 ・ごみ処理施設の見学	H30～R5	広報誌、ホームページ、町内放送などを利用しながら町民に周知している。
		日高町	・住民・事業者に対してごみの減量化・再生利用の啓発 ・ごみの適切な出し方に関する啓発 ・学校や地域社会への副読本を活用した教育 ・ごみ処理施設の見学	H30～R5	ホームページ・町の広報誌等による周知・啓発を行っている。
		由良町	・住民・事業者に対してごみの減量化・再生利用の啓発 ・ごみの適切な出し方に関する啓発 ・学校や地域社会への副読本を活用した教育 ・ごみ処理施設の見学	H30～R5	町広報誌、ホームページ、カレンダーで啓発。
		印南町	・住民・事業者に対してごみの減量化・再生利用の啓発 ・ごみの適切な出し方に関する啓発 ・学校や地域社会への副読本を活用した教育 ・ごみ処理施設の見学	H30～R5	3R 運動について町のホームページや広報誌で啓発している。

		日高川町	・住民・事業者に対してごみの減量化・再生利用の啓発 ・ごみの適切な出し方に関する啓発 ・学校や地域社会への副読本を活用した教育 ・ごみ処理施設の見学	H30～R5	ホームページやごみ分別辞典でごみの減量化・再生利用、適切な出し方に関する啓発を行っている。 副読本は活用していない。 学校がごみ処理施設の見学を実施している。
13	助成	美浜町	・家庭用生ごみ処理機等購入助成制度の継続 ・集団回収助成制度の継続	H30～R5	広報誌で住民に周知している。 集団回収団体は2団体。
		日高町	・家庭用生ごみ処理機等購入助成制度の継続 ・集団回収助成制度の継続	H30～R5	両制度とも補助金交付を継続している。
		由良町	・家庭用生ごみ処理機等購入助成制度の継続 ・集団回収助成制度の継続	H30～R5	助成なし。
		印南町	・家庭用生ごみ処理機等購入助成制度の継続 ・集団回収助成制度の継続	H30～R5	生ごみ処理機等助成 H30：2件 R1：2件 R2：3件 R3：3件 R4：4件 R5：4件 集団回収助成 H30：153,910 kg R1：135,240 kg R2：121,310 kg
		日高川町	・家庭用生ごみ処理機等購入助成制度の継続 ・集団回収助成制度の継続	H30～R5	両方とも継続して実施している。
14	マイバッグ運動・レジ袋対策	御坊市	・マイバッグ持参、レジ袋のごみ減量を啓発 ・贈物等の簡易包装の推進	H30～R5	市の広報誌やHPを用いて、レジ袋の減量やマイバッグ持参の勧奨を行った。
		美浜町	・マイバッグ持参、レジ袋のごみ減量を啓発 ・贈物等の簡易包装の推進	H30～R5	プラスチックごみの資源化を推進するために、広報誌などに掲載し、意識を高めた。
		日高町	・マイバッグ持参、レジ袋のごみ減量を啓発 ・贈物等の簡易包装の推進	H30～R5	未実施

			由良町	・マイバッグ持参、レジ袋のごみ減量を啓発 ・贈物等の簡易包装の推進	H30～R5	町内スーパー・コンビニエンスストアにてマイバッグ持参啓発。
			印南町	・マイバッグ持参、レジ袋のごみ減量を啓発 ・贈物等の簡易包装の推進	H30～R5	ホームページで啓発している。
			日高川町	・マイバッグ持参、レジ袋のごみ減量を啓発 ・贈物等の簡易包装の推進	H30～R5	ホームページやごみ分別辞典で啓発を行っている。
	15	生活排水普及啓発活動	御坊市	・生活排水対策に関する普及啓発活動を行う。	H30～R5	市の広報誌やHP、地方紙を用いて、合併処理浄化槽の普及促進を図った。
			美浜町	・生活排水対策に関する普及啓発活動を行う。	H30～R5	広報にて啓発を実施。
			日高町	・生活排水対策に関する普及啓発活動を行う。	H30～R5	集落排水処理施設に関しては、町内学校生徒に対して社会見学を実施している。
			由良町	・生活排水対策に関する普及啓発活動を行う。	H30～R5	町広報誌、ホームページにて啓発。
			印南町	・生活排水対策に関する普及啓発活動を行う。	H30～R5	浄化槽補助金を広報誌やホームページで周知。浄化槽管理者の義務（保守点検・清掃・検査）について広報誌や窓口で啓発を行った。
			日高川町	・生活排水対策に関する普及啓発活動を行う。	H30～R5	ホームページや広報で啓発を行っている。
処理体制の構築、変更に関するもの	21	小型家電の資源リサイクル	御坊広域行政事務組合	・小型家電の資源リサイクルを目的とした回収の推進	H30～R5	施設に搬入される不燃ごみから小型家電を分別し、資源リサイクルに取り組んだ。
	22	水銀含有廃棄物の適正処理	御坊広域行政事務組合	・乾電池、蛍光灯等水銀含有廃棄物の適正処理の推進	H30～R5	乾電池、蛍光灯等水銀含有廃棄物の適正処理の推進について、適切に実施した。
	23	生活排水処理施設等の整備	御坊市	・生活排水処理施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備	H30～R5	補助制度については、地方紙、広報、HPにて周知しており、合併浄化槽の設置・転換を促進した。

処理施設の整備に関するもの			美浜町	・生活排水処理施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備	H30～R5	各家庭に補助金のチラシを配布、広報・HPにも掲載し、合併浄化槽の設置等を促進した。
			日高町	・生活排水処理施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備	H30～R5	公営企業経営戦略 (H29) に基づき、適正な集落排水処理事業・合併浄化槽の整備事業を行っている。
			由良町	・生活排水処理施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備	H30～R5	門前の一部、里の一部について公共下水道供用開始。
			印南町	・生活排水処理施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備	H30～R5	各家庭に補助金のチラシを配布、広報・HPにも掲載し、合併浄化槽の設置・転換を促進した。
			日高川町	・生活排水処理施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備	H30～R5	計画的な整備を行っている。
	1	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（ストックヤード施設）	御坊広域行政事務組合	・廃プラスチックストックヤード施設	R2～R4	令和2年度から令和4年度にかけて旧焼却施設を撤去し、廃プラスチックストックヤード施設を建設した。
	2	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	御坊広域行政事務組合	・既存焼却施設の基幹的改良事業	R2～R5	平成10年度から稼働を開始し、20年余り経過しているため、令和2年度から4年かけて基幹的設備改良工事を行い、令和5年度に完了した。
	3	汚泥再生処理センター整備事業	御坊広域行政事務組合	・有機性資源の有効利用を推進するための汚泥再生処理センターの整備	R4～R8	令和4年度から令和8年度にかけて汚泥再生処理センターの新設工事を行っている。
	4	生活排水処理施設等の整備	御坊市	・合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付する。	H30～R5	合併処理浄化槽への転換79基、新設222基に対して補助金を交付した。
			美浜町	・合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付する。	H30～R5	H30 3基 R1 4基 R2 3基 R3 5基 R4 0基

			日高町	・ 合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付する。	H30～R5	計画期間内において135基分の設置補助を実施した。
			由良町	・ 合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付する。	H30～R5	R1年度1件、R2年度1件、R3年度2件、R5年度1件、合計2,124,000円を補助。
			印南町	・ 合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付する。	H30～R5	各家庭に補助金のチラシを配布、広報・HPにも掲載し、合併浄化槽の設置・転換を促進した。
			日高川町	・ 合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付する。	H30～R5	補助金を交付している。
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号1）に係る調査・計画・見積仕様書作成事業	御坊広域行政事務組合	・ 調査・計画・見積仕様書作成	H30	平成30年度に旧焼却施設解体撤去工事に係る汚染物等事前調査、工事計画書、見積仕様書及び財産処分承認申請書を作成した。
		マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号1）に係る業者選定支援事業	御坊広域行政事務組合	・ 業者選定支援	R1	令和元年度に旧焼却施設解体撤去工事に係る見積設計図書の技術委評価、発注仕様書、入札説明書及び予定価格の作成を行った。
	32	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業（事業番号2）に係る業者選定支援事業	御坊広域行政事務組合	・ 業者選定支援	H30～R1	平成30年度にごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る見積仕様書を作成した。 令和元年度にごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る見積設計図書の技術的検討、発注仕様書、入札説明書、予定価格及び費用対効果分析の作成を行った。
	33	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号3）に係る整備計画策定事業	御坊広域行政事務組合	・ 整備計画策定	H30	平成30年度に汚泥再生処理センター建設工事に係る施設整備基本計画を策定した。
		汚泥再生処理センター整備事業（事業番号3）に係る生活環境影響調査事業	御坊広域行政事務組合	・ 生活環境影響調査	R1～R2	令和元年度から令和2年度にかけて汚泥再生処理センター建設工事に係る生活環境影響調査を行った。

		汚泥再生処理センター整備事業（事業番号 3）に係る業者選定支援事業	御坊広域行政事務組合	・業者選定支援	R3	令和3年度に汚泥再生処理センター建設工事業者選定に係る、発注支援業務を実施し業者選定を行った。
	34	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援に関する事業（事業番号2）	御坊広域行政事務組合	廃棄物処理施設長寿命化計画策定	H30	平成30年度に御坊広域清掃センター（ごみ焼却施設）長寿命化総合計画を策定した。
その他	41	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	御坊市	・家電リサイクル法に基づく適正な回収、再商品化の普及啓発	H30～R5	直接問い合わせがあった際は意義の説明と適正な処分方法の案内を行い、あるいは広報誌や市のHPを活用して周知・啓発を行った。
			美浜町	・家電リサイクル法に基づく適正な回収、再商品化の普及啓発	H30～R5	広報誌、ホームページ、町内放送などを利用しながら町民に周知している。
			日高町	・家電リサイクル法に基づく適正な回収、再商品化の普及啓発	H30～R5	ホームページ・町の広報誌等による周知・啓発を行っている。
			由良町	・家電リサイクル法に基づく適正な回収、再商品化の普及啓発	H30～R5	町ホームページ、カレンダーにて啓発。
			印南町	・家電リサイクル法に基づく適正な回収、再商品化の普及啓発	H30～R5	啓発ポスター窓口に掲示、分別リストに記載した。
			日高川町	・家電リサイクル法に基づく適正な回収、再商品化の普及啓発	H30～R5	ホームページやごみ分別辞典で啓発を行っている。
	42	不法投棄対策	御坊市	・分別区分の徹底 ・パトロールの強化 ・街頭の設置や監視カメラの利用	H30～R5	市民や町内会組織とも協力して、早期の対応体制の構築に努め、不法投棄が発見された際にはシールを貼付して警告と周

					知を行った。不分別・不法投棄が頻発する箇所について、監視カメラの設置とパトロールの強化を行った。
		美浜町	・分別区分の徹底 ・パトロールの強化 ・街頭の設置や監視カメラの利用	H30～R5	広報誌、ホームページなどを利用しながら町民に周知している。
		日高町	・分別区分の徹底 ・パトロールの強化 ・街頭の設置や監視カメラの利用	H30～R5	町広報誌・ホームページ・立看板による啓発を行っている。町内5箇所にて、監視カメラを設置している。
		由良町	・分別区分の徹底 ・パトロールの強化 ・街頭の設置や監視カメラの利用	H30～R5	監視カメラ・立看板の設置。
		印南町	・分別区分の徹底 ・パトロールの強化 ・街頭の設置や監視カメラの利用	H30～R5	不法投棄防止看板や監視カメラを設置し、随時パトロールを実施した。
		日高川町	・分別区分の徹底 ・パトロールの強化 ・街頭の設置や監視カメラの利用	H30～R5	ホームページやごみ分別辞典で啓発することで、分別区分の徹底を行っている。普段のパトロール以外に、警察や保健所と合同で行うことで強化している。必要に応じて監視カメラも利用している。
43	災害時の廃棄物処理体制の整備	御坊市	・各市町が作成した廃棄物処理計画を踏まえた広域的处理体制の確保 ・地域内及び周辺地域との連携を構築	H30～R5	県や災害廃棄物対応実績のある民間業者から、情報・知識の共有を行い、処理体制の適宜見直しと検討を行っている。地域内の関係組織（廃棄物関係及びし尿くみ取り関係）とも協議を行い、有事の際の連絡・協議ルートを確認を行った。
		美浜町	・各市町が作成した廃棄物処理計画を踏まえた広域的处理	H30～R5	地域内および周辺地域との連携体制を構築する。

			体制の確保 ・地域内及び周辺地域との連携を構築		
		日高町	・各市町が作成した廃棄物処理計画を踏まえた広域的処理体制の確保 ・地域内及び周辺地域との連携を構築	H30～R5	町内町有地において、災害廃棄物の仮置き場候補地を選定した。 町内産廃業者・県内業界団体と協定を締結した。
		由良町	・各市町が作成した廃棄物処理計画を踏まえた広域的処理体制の確保 ・地域内及び周辺地域との連携を構築	H30～R5	災害廃棄物処理計画についてR3年3月に策定。
		印南町	・各市町が作成した廃棄物処理計画を踏まえた広域的処理体制の確保 ・地域内及び周辺地域との連携を構築	H30～R5	災害廃棄物処理計画の策定を行った。
		日高川町	・各市町が作成した廃棄物処理計画を踏まえた広域的処理体制の確保 ・地域内及び周辺地域との連携を構築	H30～R5	令和3年度に災害廃棄物処理計画を策定。

3 目標の達成状況に関する評価

【ごみ処理】 ○排出量 令和6年度の事業系家庭系総排出量合計は、平成28年度実績に比べて約14.8%減少、目標値より更に5.5%減少し、目標を達成することができた。 ○再生利用量 直接資源化量の実績の割合は、0.8%で目標を達成したが、総資源化量の実績の割合が17.0%であり目標を下回った。 ○最終処分量 最終処分量の実績の割合は7.3%であり、目標を達成することができた。
--

【生活排水処理】

集落排水施設等の汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率については、目標数値を達成することができたが、公共下水道及び合併処理浄化槽等の汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率については、目標数値を達成することができなかった。今後も引き続き交付金を活用しながら、未処理人口の減少に取り組んでいきたい。

(都道府県知事の所見)

【ごみ処理】

排出量については、事業系ごみ及び生活系ごみ共に、目標が達成されており取組みの一定の成果が認められる。

また、最終処分量についても、目標が達成されており取組みの一定の成果が認められる。

一方で、再生利用量については、直接資源化量に関しては目標を達成したものの、総資源化量に関しては目標に達成しておらず、更なる再生利用が求められる。

今後、目標値を達成できるよう、更なる循環型社会の形成推進に努められたい。

【生活排水処理】

集落排水施設等を除く汚水衛生処理人口及び汚水衛生未処理人口について、目標を達成できていない。

今後も引き続き交付金等を活用し、効果的な施策を実施することにより、生活排水処理の向上により一層取り組まれたい。